



第62号
編集発行
国営土地改良事業地区
営農推進対策連絡委員会
(編集事務局：九州農政局農村振興部農地整備課)
〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号
096-211-9111 (内線4773)

21世紀の基盤整備と営農

- ラインナップ**
- 1～3面／大規模畑地かんがいと環境保全型農業を取り組む経営体による産地形成
 - 4～8面／畑地かんがいを契機とした高収益作物の導入とブランド化、六次産業化の取組
 - 9～11面／優良経営事例の紹介
 - 11～12面／食料・農業・農村基本法について

大規模畑地かんがいと環境保全型農業を取り組む経営体による産地形成

国営土地改良事業地区営農推進担当者研修会（第1回）

九州農政局は、令和5年11月7日、長崎県諫早湾干拓地区において、耳納山麓地区、宇城地区、大野川上流地区、一ツ瀬川地区、尾鈴地区、肝属中部地区、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の営農推進担当者35名が参加する研修会を開催しました。前半は、環境保全型農業、契約栽培、スマート農業等の諫早湾干拓地区における取組事例を基に情報交換を実施し、後半は、畑地かんがいと環境保全型農業を実践している経営体のほ場、集出荷場等について現地研修を実施しました。



講演1 諫早湾干拓地区における環境保全型農業を行う意義について

長崎県農業協同組合中央会（元 干拓営農研究部門長） 小林 雅昭氏

防災と優良農地の造成を目的として、昭和61年スタート、平成19年度(H20.3)に完成し、100×600mの大区画圃場（中央干拓）において営農開始され、効率的で生産性の高い農業が実現されています。農地の細分化、分散化を防ぎ、農業者の初期投資を軽減するため長崎県農業振興公社が農地を保有しリリースしています。

干拓地は、施設園芸、露地野菜、飼料などにゾーニングし、全員がエコファーマーに認定（現：みどりの食料システム法に認定）され、ゼロエミッションを目指して環境保全型農業を推進しています。

干拓地における大規模農業は、機械化などによる効率的な省力経営とスケールメリットによるコスト低減がその魅力ですが、環境保全型農業にかかる手間と労力をマッチさせることが難しいため、大規模農業に対応した技術の組立てやその確立が求められます。

このため、ばれいしょ、たまねぎ等で県下の慣行施肥に対し、肥料を約1～2割減らしても目標収量を確保できる減肥栽培や減農薬栽培、総合防除、雑草抑制などにも取り組んできました。

これらの成果は、諫早湾干拓地における大規模環境保全型農業対策の手引きとしてとりまとめ、技術指導や農業者の手引書として適時改訂を行っています。

今後、流通関係者にも作業履歴公開により安全性や品質の良さ（食味、栄養など）をPRし、農産物のブランド化に向けた取組みを進めることが必要です。



講演2 諫早湾干拓営農支援センターの役割と取組（指導）内容について

長崎県 諫早湾干拓営農支援センター 所長 田島 典明氏

諫早湾干拓営農支援センターは、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画の基本方針に基づき、平坦かつ大区画ほ場の優位性を活かした環境と調和した生産性の高い先進的な農業の展開を目指して、諫早湾干拓地における農業者の営農支援を行っている組織です。

令和5年度の活動として、環境保全型農業技術や土壌分析及び施肥改善などの大規模環境保全型農業の推進支援、カモやイノシシの有害鳥獣被害防止対策の支援、グリーンな栽培体系の導入支援、農高・農大等からの年間雇用就業者の確保、生産・経営指導や個別面談会の開催等の経営体の経営力向上の支援を行っています。



講演3 長崎県農林技術開発センター畑作営農研究部門干拓営農研究室の役割と取組内容について

長崎県 農林技術開発センター 畑作営農研究部門 干拓営農研究室 室長 小川 哲治氏

干拓営農研究室の試験研究・開発の推進方針としては、平坦地における露地野菜を対象として、これまでの大規模干拓農地における営農研究をさらに進化させるとともに、スマート農業技術や省力化、生育予測技術などの研究開発の取組を加速化していきます。

最近の主な研究の取組内容は、機械による排水対策等技術や土壌化学的対策による環境保全型農業技術などの大規模環境保全型農業技術の確立、ブロッコリー及びレタスの自動収穫機や機械定植に適した技術開発など機械化体系による省力化技術の確立に取り組んでいます。また、防除用ドローンの作業性と評価、気象予測システムやセンシング用ドローンの活用による生育出荷予測と生育状況把握等のスマート農業研究へも取り組んでいます。さらに、露地野菜の持続型省力生産体系、高品質生産技術の確立や諫早湾干拓営農の基礎調査、気象調査、土壌調査、作柄調査も実施しています。



溝切機（明渠設置作業）



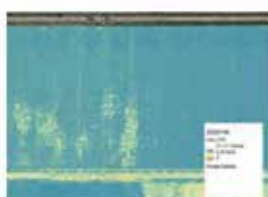
浅層弾丸暗きよ（振動式サブソイラによる補助暗渠）



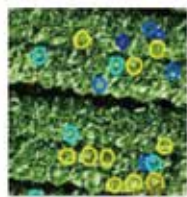
畝立て2段階所施肥機（GNSSトラクタ）



自動収穫機（ブロッコリー）



ドローン画像による生育診断・把握



土壌断面調査



レタスの作柄調査



ミニトマトの作柄調査

講演4 優良経営体の取組事例

現地研修1 G-GAPによる生産管理の徹底と集出荷体制の構築による世界に通じる野菜作りを実現

愛菜ファーム株式会社 業務部長 富本 英光氏

愛菜ファーム株式会社は、平成19年8月17日に設立し、平成20年4月に営農開始しています。にんじん、たまねぎ、ばれいしょ等の露地野菜23haとミニトマトを中心とする施設野菜10ha、合計33haの経営面積で生産・販売を行っています。また、農場内に選果場を設け、収穫後短時間で選果・予冷・保冷を行い、新鮮で鮮度が落ちにくい野菜を出荷することが可能となっています。

野菜生産部と選果営業部の2部で事業を行っており、GLOBAL G.A.P認証農場で生産し、食品安全、トレーサビリティ、品質管理などを実践することにより持続可能な農業の確立に努めています。

また、長崎県特別栽培農産物（化学的に合成された肥料と農薬両方の使用量を長崎県の慣行基準の1/2以下）として、化学肥料は一般使用量の約1/3、化学農薬は約1/5に抑えて生産する目標を持って栽培しています。今後とも、ミネラル分豊富な干拓地で収穫された、安全安心で新鮮・おいしい野菜を全国の消費者に食べていただけるように展開していきます。



現地研修2 株式会社柳ファームの露地野菜及び単棟ハウスほ場 代表取締役 柳 龍介氏

柳ファームは平成21年3月に設立し、既耕地の耕作放棄地を借受け、レタスやバレイショ栽培を行っていましたが、農地の分散により移動時間や機械の運搬の手に時間を要していたため、平成25年8月に諫早湾干拓地に入植し営農を開始しました。

このことから、効率的な生産が可能となり経営面積が約8haから25.6haと経営面積が約3倍になっています。

現在は、レタス、キャベツ、たまねぎなどの露地野菜、単棟ハウスでレタス、かぼちゃの栽培を行っています。

諫早湾干拓地での営農は、移動時間のロスがないため、作業効率が良く、給水栓が設置されており必要な時にかん水ができるので、計画的な作付けが可能となっています。

また、産地パワーアップ事業を活用して単棟ハウスを導入したことで、冬場のレタスの品質向上になり、商品価値が上がるとともに、出荷ロットの均一化が図られています。



単棟ハウスによるレタス栽培



露地によるレタス栽培

畑地かんがいを契機とした高収益作物の導入と ブランド化、六次産業化を目指す取組

国営土地改良事業地区営農推進担当者研修会（第2回）

九州農政局は、令和5年11月29～30日、沖縄県石垣島地区において徳之島地区、喜界島地区、沖永良部地区、沖縄管内から伊江地区、多良間地区、宮古島地区、石垣島地区、与那国島地区、沖縄総合事務局の営農推進担当者など約50名が参加して、「畑地かんがいを契機とした高収益作物の導入とブランド化、六次産業化を目指す取組」をテーマに研修会を開催しました。また、「石垣島の自給飼料生産拡大プロジェクト」と「地域のフルーツ農家と連携した六次化事業」、「繁殖・肥育一貫経営＋六次化事業」に取組む農家ほ場・施設等において、現地研修を行いました。



講演1 沖永良部島畑かん営農の推進について

沖永良部島畑地かんがいを営農推進協議会 吉田 幸哉氏（鹿児島県大島支庁沖永良部事務所）

沖永良部島の畑かん地域における農業の振興を図るため、平成20年度に町・JA・土地改良区等関係機関による「沖永良部島畑地かんがいを営農推進協議会」を設立し、受益農家と関係機関が一体となって畑かん営農推進の活動に取り組むための指針「畑地かんがいを営農ビジョン」を策定して、畑かん営農を推進しています。

具体的には、水利用研修会・展示ほ設置、広報誌・YouTube等による畑かん営農への理解促進や担い手研修会、農地集積等による経営体の育成、品目別講習会・高収益作物の実証等による畑かんを活用した多様な産地の育成、耕畜連携による土づくり等の環境保全型農業を推進しています。



畑地かんがいを営農ビジョン



散水実演会



水利用展示ほPR（さといも）



牧草栽培研修会（畜産部会と連携）



畑かん啓発（YouTube）

講演2 徳之島地域における畑地かんがいを推進の取組

徳之島地域総合営農推進本部 牧 昭仁氏（鹿児島県大島支庁徳之島事務所）

徳之島では本格的な畑かん営農が始まったところ、総合営農推進本部では推進体制の充実や実証活動等を進め、畑かんへの理解をさらに深め、畑かん水利用を推進することが喫緊の課題です。

このため、畑地かんがいを営農ビジョンを策定し、①畑かん営農の仕組みづくり、②畑かん営農を支える経営体の育成、③畑かんを活用した生産性の高い産地育成等を行っています。

具体的には、畑かん効果について、所得向上を前面に出して畑かん営農の仕組みづくり、畑かんマイスターのほ場に展示ほを設ける等畑かんを支える経営体の育成、さとうきびや飼料作物への畑かん利用効果 PR 等の畑かんを活用した生産性の高い産地育成等を実施しています。



畑地かんがいを営農ビジョン



展示ほ設置



高校や中学生への畑かん営農講座



「畑かん推進パンフ」（抜粋）

講演3 畑地かんがい営農の取組状況について

喜界島地区かんがい排水事業推進協議会 恵 翔太氏（鹿児島県喜界町農業振興課）
喜界町農産物加工センター 輝 政和氏（鹿児島県喜界町農業振興課）

喜界島地区では、県・町・JA 等が連携して栽培指導の徹底や栽培講習会・研修会を毎年開催しており、園芸作物の新規栽培農家や面積の拡大を図っています。

このため、園芸作物の作付面積が拡大し、なかでも、かぼちゃは、新規栽培農家の増加並びに生産規模の拡大により、令和4年度で約3倍（平成26年度比）に増加しています。

農産物加工センターは、平成18年に開館し、島内の農産物加工の拠点として町民・加工業者に設備を有料で貸し出しています。

喜界町産のごまは、同センターで製品化されたことにより全国に知られるきっかけとなりました。そのほか、喜界島の在来種である柑橘やそら豆等を利用した加工品なども増え、利用者も年々増加しています。

今後も、六次産業化を進めていくことが必要です。また、六次産業化が広まり、利用者が将来自立されることも期待しています。



かぼちゃ集荷状況



喜界町農産物加工センター



抑制かぼちゃ講習会



ごま栽培講習会



喜界島ごま・島そら豆醤油

講演4 多良間村における伊江地区との連携によるにんにく拠点産地化への取り組みについて

多良間村役場土木建設課 奥原 勇樹氏

多良間村では、高収益作物の生産振興に向けて協議・検討を進める中で、生産農家からの意向があり、にんにくを重点作物に位置付けています。沖縄県内の先進地である伊江村では、令和元年度にJA にんにく部会が発足し、生産者数や面積が増加していることから、生産出荷体制を視察するとともに農家・関係機関との意見交換を行った結果について報告します。

栽培概況（土づくり・植付からの基本栽培技術、栽培スケジュール等）、収穫後の乾燥、貯蔵方法、販路、生産農家の組織活動等について聞き取りを行い、適切な栽培管理をすることで、多良間村においても十分に生産できる条件が整っていることが分かりました。

また、小規模栽培や初心者でも栽培に参入可能であることから、導入した場合、生産者数や面積増の可能性が大いにある作物ということが分かりました。

にんにくには、多良間村においてさとうきび、畜産に次ぐ基幹作物の一つとしての伸び代を感じており、「にんにくと言えば多良間、多良間と言えばにんにく」という品目になるよう関係者が連携して推進したいと考えています。



◎慣行の栽培方法

- マルチor裸地だが裸地の割合が多い
- ※ 機械の有無、他経営品目との作業競合で農家それぞれ
- マルチ敷培：除草作業が楽で、水分の調節が容易に。
- かん水チューブを設置し、施肥管理、肥大管理が効率的

伊江地区の栽培方法



■ 乾燥方法①

- ハウス内にテーブルを設置して表・裡を切ったあと乾燥（←写真）
- ※ 1mピッチ、2.2mパイプで自作

■ 乾燥方法②

- 多良間と同様、ハウス内でブルーシート上やケース内で乾燥
- ※ 小さいハウスなので日通しはよい。
- ※ 多良間の大きい経営ハウス内での乾燥は風の強さが弱いため注意

伊江地区の乾燥方法



◎販路、流通ルートについて

- JA伊江島支店にて振り分け後、出荷
- 農家ごとにそれぞれ個人出荷する事も。
- 伊江島→本島は船、車両輸送
- 県外出荷も船（JAのため他品目と混載している）

伊江地区の販路、流通ルート

講演5 石垣島地区における高収益作物導入等の取組について

内閣府沖縄総合事務局農村振興課 企画指導官 岩田 考伸氏

国営かんがい排水事業「石垣島地区」は、平成26年度から用水改良、畑地かんがいを目的に事業着手し、約4,300haの農地にかんがいすることとしています。地区では、日本一早い田植えを行う水稻栽培をはじめ、パインアップルやトマト等が作付けされています。

事業を契機とした高収益作物導入等の取組事例（優良事例調査結果：4経営体）について紹介します。

- ①適切かつ計画的なかん水が可能となり、補助事業も活用してパイプハウスを導入し、ゴーヤー、ナス、トマトの施設栽培に取り組み、経営規模を拡大(1.4ha→4.3ha)。
- ②農業用水の確保にかかる労働時間が大幅に縮減(6割程度削減)されたことから、パインアップル栽培面積を拡大(0.5ha→3.0ha)。
- ③野菜(オクラ、さやいんげん、ゴーヤー)栽培から、より単価の高い花き経営に転換。
- ④かん水により、飼料の収穫回数が増加(4回→6回)し、10a当たりの収量も増加(4t→6t)。粗飼料の自給割合が向上し、飼料の購入経費が削減。生乳の生産と加工を行い、ジェラート販売等六次産業化にも取り組み。



石垣島地区の風景



パインアップルの栽培



トマトの栽培



ゴーヤーの栽培状況



レッドジンジャーの出荷状況



飼料作物の栽培状況



現地研修1 伊盛牧場（ミルミル本舗）のほ場及び施設 代表取締役 伊盛 米俊氏

伊盛牧場（ミルミル本舗）は、地区内で搾乳牛と肥育牛を飼養しており、畑かん用水の利用により、飼料（ローズグラス）の増産に成功し、「石垣島の自給飼料生産拡大プロジェクト」の取組を実施しています。

また、自家生産の生乳を加工してジェラート等を販売し、地域のフルーツ農家と連携した六次化事業を展開しています。

ジェラートの材料については、島内農家さんの出荷できないものを利用する等、地域活性化にも取り組んでおり、平成28年度農林水産祭畜産部門で天皇杯を受賞しました。



伊盛氏



飼料畑に設置された給水栓とスプリンクラー



亜熱帯気候の石垣島で暑さが苦手なホルスタインを飼養



石垣島ミルミル本舗本店



現地研修2 ファーマーズマーケットやえやま「ゆらていく市場」 店長 石野 誠 氏

ファーマーズマーケットやえやま「ゆらていく市場」は、平成 23 年に日本最南端の農畜産物直売所としてオープンしました。

「ゆらていく」とは、八重山の方言で「よってらっしゃい」という意味で、店舗に大勢のお客様、生産者が寄ってらっしゃいと願いを込めて名づけられています。

店内では石垣牛、超早場米、マンゴー、パイナップルなどの果樹や島の地域特性を生かした農産物を販売しています。

本市場のオープン前は、島内の規格外農産物はほとんど廃棄されていましたが、直売所が出来て出荷先の選択が増えたことで、新たな価値を創出し、令和 4 年度の売上高は過去最高の 8.8 億円、来客数は約 41 万人となっています。



石野店長



ファーマーズマーケットやえやま「ゆらていく市場」農産物の販売状況

現地研修3 (有)美崎畜産 美崎 伸栄 氏

美崎畜産では、亜熱帯地域という恵まれた環境の中で、母牛 60 頭に加え、約 400 頭の牛を飼養し、繁殖肥育一貫経営をしています。

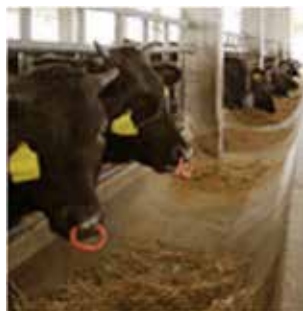
採草地 10ha のうち 6 ha で畑かん用水の利用が可能のため、飼料にかん水することで年 4 回から 6 回採草しています。なお、採草地には完熟堆肥を中心に施肥し、化学肥料はあまり使わないようにしています。

家族 5 名で飼養等の作業を行い、毎月 30 頭程度を島内に出荷し、島外にも 10 頭程度出荷しています。また、民間会社の福祉部門と提携する等、農福連携にも取り組んでいます。

実弟が精肉店を経営しており「美崎牛」ブランドで島内、県外、首都圏の焼肉店で販売されているほか、タイ、マカオに輸出しています。



美崎氏



飼養状況



美崎牛

現地研修4 底原ダム 石垣島農業水利事業所 調査設計課長 久貝 一文氏

地区内では昭和50年代から国営事業（宮良川、名蔵川）により農業水利施設が整備されましたが、施設の老朽化が進み、作物の多様化等による用水利用の変化も生じたことから、それらに対応するため、平成26年度より石垣島地区の事業に着手しました。底原ダムは、石垣島地区の主要な施設であり、堤長は1,331mと農業用のロックフィルダムでは日本一の長さを誇るダムです。

事業では、隣接する真栄里ダムと於茂登導水路という導水トンネルで結ばれており、真栄里ダム流域の水も貯水し、総合的に運用できるように計画としています。

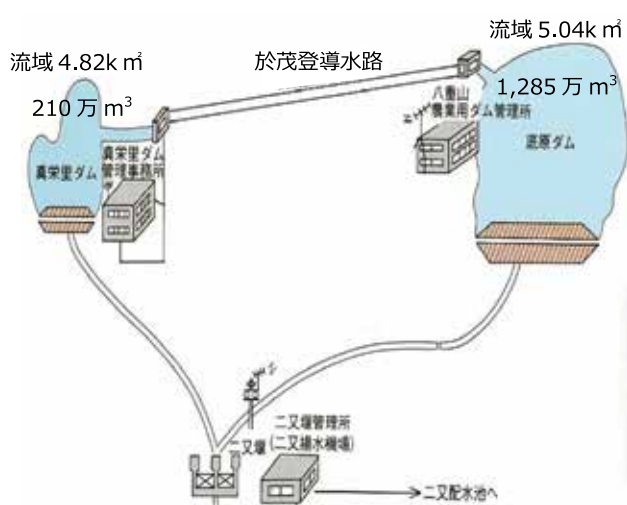


底原ダムで説明する久貝課長他



底原ダム

水資源の有効活用



- (1) 流域面積がほぼ等しいにもかかわらず、真栄里ダムと底原ダムとでは貯水量の差が大きいため、真栄里ダムは無効放流が生じやすい。
- (2) 石垣島北部・西部への用水供給のため、於茂登導水路を使用し、真栄里ダムの水を底原ダムへ導水し、水資源の有効活用を図ることが不可欠である。



無効放流の状況



於茂登導水路

現地研修5 石垣島SUNファーム 當銘 敏秀氏

SUNファームでは、パインアップル12ha、マンゴー20aを栽培しています。畑かんにより施肥効率が上がり品質が安定するだけでなく、栽培管理が適切になり、乾燥が続いた後の急な雨による裂果を防ぐことができるなどの効果があります。

商標登録している「ティダパイン」のほか3品種を植付け、かん水チューブによりかん水して栽培しています。

主に4月の中旬から7月の旬の時期に収穫し、生食用を販売し、その他のパインは冷蔵・冷凍パックなどの製品に加工しています。また、学校給食用にも40万個製造しています。

台風等、輸送に大きな影響が発生しやすい時期に、冷凍貯蔵でストックできることは、六次産業化を進めたメリットと感じています。



當銘氏



直売店



熱帯果樹の加工施設



パインアップル栽培状況

国営かんがい排水事業地区営農の優良経営事例の紹介 ～ 筑後川下流地区 ～

筑後川下流地区の事業概要

国営筑後川下流土地改良事業は、筑後平野、佐賀平野、白石平野にまたがる水田を中心とした地域において、農業用水の安定供給、排水不良の解消、地下水取水からの水源転換等により、生産性向上と農業経営の安定化を図ることを目的としています。

昭和30年代の筑後川下流地域の農業は、淡水(アオ)取水^注による不安定な用水、ため池や中小河川に依存する用水不足、クリークによる農地の分断に伴う近代的農業経営への阻害などを抱えていました。

本事業では、生産性向上と農業経営の安定化を図るために、約200カ所所在していた淡水取水の合口による安定利用、新規水量の確保、導水路、幹線水路、用排兼用水路等の整備による大規模な用排水システムの再編を行っています。

本事業により、従来農業用水が十分に確保できなかった地域に、農業用水の安定供給が実現されたことによって、かん水等の栽培管理が適切に行うことができるため、いちご、なす、アスパラガス等の施設栽培及び露地のレンコン栽培においても生産が安定し、経営規模の拡大に繋がっています。

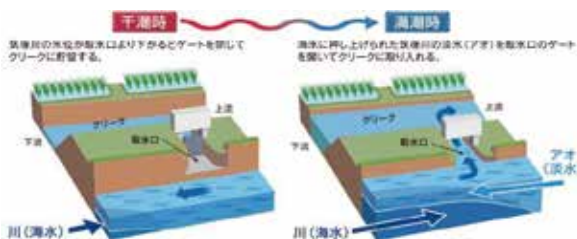
さらに、地域では、いちご、なす、アスパラガス、レンコン等の産地が形成されています。



筑後川下流地区

事業概要

- 事業種：国営筑後川下流土地改良事業
- 関係市町：福岡県久留米市他7市町
佐賀県佐賀市他11市町
- 受益面積：40,899ha
- 事業期間：昭和51年～平成30年
- 事業目的：用水改良
- 主要工事：揚水機場3箇所、導水路L=23.9km
幹線水路L=208.5km等



注) 淡水(アオ取水)のしくみ

(国営かんがい排水事業 筑後川下流地区事業誌より)

事例1 かんがい用水を活用した施設栽培に転換し、なす産地化に貢献

～ 福岡県柳川市E経営体 ～

経営体の概要

事業実施前：平成3年
基幹作物：なす
経営面積：38a

現在：令和5年
基幹作物：なす
経営面積：56a

営農改善、経営転換のポイント

① 経営規模の拡大

平成3年から施設なす栽培を経営の柱として38aで開始し、国営筑後川下流事業により農業用水の安定取水が可能となり栽培も安定。その後、補助事業により造成されたハウス団地を購入し、現在では施設面積56aに拡大。南筑後地域でトップクラスの経営面積に成長。

② 単収・品質の向上

国営筑後川下流事業により農業用水が安定確保されたため、クリークから個人のポンプで揚水し、チューブによりかん水することにより単収が向上し、安定的な生産が行われている。

また、夏期に、かん水陽熱処理を植付作業前に行うことにより、病害の発生を抑制。

③ 栽培技術の確立・向上

平成23年度にハウスを新設し、炭酸ガス発生装置を導入することにより生育、収量が向上。



なすのかん水状況



ハウスの状況

事例2 事業による用水確保・ほ場整備によりいちご栽培の拡大と経営の安定
～ 福岡県大木町A経営体 ～

経営体の概要

事業実施前：平成4年
基幹作物：いちご
経営面積：16a

現在：令和5年
基幹作物：いちご
経営面積：34a

営農改善、経営転換のポイント

① 経営規模の拡大

ほ場整備後に施設面積を16aから34aに拡大し、国営筑後川下流事業により農業用水が安定してクリークに供給されたことから、安定取水により経営も安定。いちごの品種について、昭和50年代は「はるのか」であったが、平成13年頃から新品种の「あまおう」を導入。

② 単収・品質の向上

農業用水が安定確保されたため、適切な時期に十分な量をかん水出来たことで生育が改善され収量が向上し、地域の平均的な収量の10a当たり4.5トン程度に比べ、約1.5倍の7トン程度の収量。

また、有機質肥料の使用や受粉にミツバチ導入などにより省力化や安全安心な生産に努めている。



いちごの栽培

③ 栽培技術の確立・向上

ハウスに自動開閉装置、炭酸ガス発生装置を10年ほど前から導入し収量品質を向上。

また、福岡県南筑後普及指導センターに協力してハウス内温湿度、土壌水分のデータを計測しており、地域の栽培技術の向上や技術の継承に寄与することを期待。



ハウスの状況



いちごの栽培状況

事例3 事業による水源の安定化からアスパラガスの産地化へ
～ 佐賀県佐賀市 Y経営体 ～

経営体の概要

事業実施前：昭和48年
基幹作物：水稻、麦、大豆
経営面積：3ha

現在：令和4年
基幹作物：アスパラガス、水稻、麦、大豆
経営面積：7ha（アスパラガス50a）

営農改善、経営転換のポイント

① 作物の変化

就農時（昭和48年）は米、麦、大豆の栽培であったが、国営筑後川下流事業及び関連事業による水源の安定化及び関連事業による施設整備により農業用水が安定的に供給されたことを契機に、かん水が不可欠であるアスパラガスを平成20年から30aで栽培開始。

就農2年目に20a増やし、現在50aで栽培。

② 栽培技術の確立・向上

かん水作業を均一に行うため、ハウス脇のクリークから個人のポンプで揚水し、チューブによりかん水（2月から10月は毎日かん水）。

かん水タイマーを取付けることにより作業を省力化するとともに、液肥混入器を取り付け追肥の作業も省力化。



アスパラガス栽培状況とかん水施設

③ 流通・販売の工夫

集出荷施設が平成14年に川副町に統廃合され新設。各生産者が収穫物を集出荷施設に搬入後、機械選果と予冷を実施。JAから東京、大阪等中央市場に出荷し、佐賀県JA全体で約24億円の出荷。経営者は、県及び地域のJAアスパラ部会長として部会をけん引。



アスパラガスの出荷用の箱詰め



ハウスの状況

事例4 事業による用水とほ場の整備による経営規模拡大
～ 佐賀県白石町 G経営体 ～

経営体の概要

事業実施前：平成10年
基幹作物：レンコン、水稻、麦、大豆
経営面積：3ha（レンコン1ha）



現在：令和5年
基幹作物：レンコン、水稻、麦、大豆
経営面積：18ha（レンコン3ha）

営農改善、経営転換のポイント

① 経営規模の拡大・土地利用調整

父親から継承し平成10年に就農。昭和58年ほ場整備でパイプライン化され、クリークからポンプアップしていた作業が省力化。また、平成24年頃、国営筑後川下流事業の通水が開始され、水源が安定したことから、レンコン栽培面積を拡大(1ha→3ha)するとともに、地域の担い手として他農家からの農地の預けが増え、米麦大豆の生産面積も拡大。



整備されたクリーク

② 栽培技術の確立・向上

就農時はレンコンの早生及び晩生品種を栽培していたが、晩生の栽培に切替え、水稻等との作業を分散。作付時は土づくりを積極的に実施し、化学肥料に頼らないよう稲麦わらの還元や地域資源である豚フン堆肥等を施用。



レンコンの収穫の様子



レンコンの出荷用の箱詰め

③ 流通・販売の工夫

レンコンはJAに全量出荷。JAさが白石地区連根部会を通じて販売先市場の情報収集等を行うとともに、より良い商品づくりのための勉強など同部会の中心として精力的に活動。佐賀白石レンコンの産地をリード。

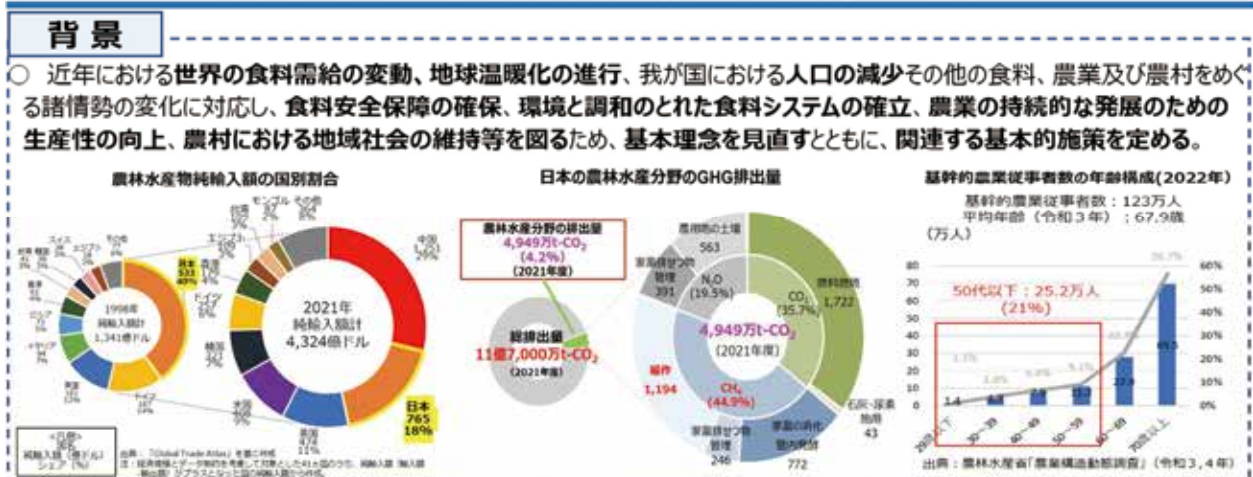
施策の情報

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。

制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。

こうした情勢の変化を踏まえ、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年通常国会に改正法案を提出しました。改正法は同年5月29日に成立、6月5日に公布・施行に至りました。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要



法律案の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）(第19条及び第21条関係)
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）(第22条関係)
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集約化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

施行期日

令和6年6月5日

詳しい内容は、農林水産省 HP「[食料・農業・農村基本法：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)」でご覧いただけます。



編
集
後
記

「みのり21」は、農業生産基盤整備の実施と営農者・指導関係の皆様のご努力が、21世紀の九州農業に大きな「実り」をもたらすことを期待して命名したもので、平成3年の初発行から今回で第62号となりました。今後もタイムリーで役立つ情報提供に努めてまいりたいと思いますので、紙面に対するご意見・ご要望や現地情報等を、お気軽に編集事務局までお寄せ下さい。また、九州農政局のホームページには、色々な農政情報を掲載していますので、こちらもご利用ください。



九州農政局ホームページ

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。